

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第 四 号

昭和三十一年二月十一日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 高見三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大石 武一君

飯谷 忠男君 小枝 一雄君

笹山 茂太郎君 館林 三喜男君

寺島 隆太郎君 内藤 隆君

野原 正勝君 八田 貞義君

藤田 義光君 亘 四郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎 弥之助君 湯山 勇君

稻富 稜人君 中村 時雄君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

食糧庁長官 齋藤 誠君

林野庁長官 田中 重五君

委員外の出席者

議員 芳賀 貢君

専門員 松任谷健太郎君

に選任された。

二月十一日

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外二十五名提出、衆法第九号)

同日

国内産牛乳により学校給食制度の法制化に関する請願(外百二十八件(福田起夫君紹介)(第二九〇号)

同外十八件(坂村吉正君紹介)(第三四七号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第三六三三号)

同外十五件(井手以誠君紹介)(第三九一号)

同(金丸信君紹介)(第三九二二号)

同(田邊國男君紹介)(第四一七号)

同外一件(石野久男君紹介)(第四三八号)

同(館林三喜男君紹介)(第四三九号)

同(藤原俊郎君外二名紹介)(第四五八号)

同(内田常雄君紹介)(第四五九号)

同外九十九件(中曾根康弘君紹介)(第四七八号)

同外三件(井手以誠君紹介)(第五三六号)

同(金丸德重君紹介)(第五三七号)

乳価値下げ撤回措置並びに国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外七件(松浦周太郎君紹介)(第二九一号)

同外五件(松浦定義君紹介)(第四一

八号)

同外十二件(永井勝次郎君紹介)(第四四〇号)

同(林百郎君紹介)(第四六〇号)

同(林百郎君紹介)(第四六〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

同(下平正一君紹介)(第三二七号)

同(松平忠久君紹介)(第三二七号)

助率引き上げに関する請願(二階堂進君紹介)(第四九六号)

農業構造改善事業のため国有林野解放促進に関する請願(二階堂進君紹介)(第四九七号)

暖地てん菜栽培奨励に関する請願(二階堂進君紹介)(第四九八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外二十五名提出、衆法第九号)

甘味資源特別措置法案(内閣提出、第四十五回国会法案第一二二号) 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出、第四十五回国会法案第一三三三号)

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四六六号)

○高見委員長 これより会議を開きます。

まず、先刻付託になりました芳賀貢君外二十五名提出にかかる甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取することといたします。芳賀貢君。

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画(第三・第四・第五号)

第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等(第六・第七・第八・第九・第十・第十一号)

第四章 てん菜糖及び甘しや糖の政府の買入れ(第十三・第十四・第十五号)

第五章 砂糖の政府の買入れ等(第十六・第十七・第十八・第十九・第二十・第二十一号)

第六章 砂糖の輸入(第二十二・第二十三・第二十四号)

第七章 標準販売価格及び砂糖類の売渡し(第二十五・第二十六・第二十七・第二十八・第二十九・第三十・第三十一・第三十二・第三十三・第三十四・第三十五・第三十六・第三十七・第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百号)

第八章 雑則(第二十五号・第二十六号)

第九章 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会(第二十・第二十一・第二十二・第二十三・第二十四・第二十五・第二十六・第二十七・第二十八・第二十九・第三十・第三十一・第三十二・第三十三・第三十四・第三十五・第三十六・第三十七・第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百号)

第十章 罰則(第三十二・第三十三・第三十四・第三十五・第三十六・第三十七・第三十八・第三十九・第四十・第四十一・第四十二・第四十三・第四十四・第四十五・第四十六・第四十七・第四十八・第四十九・第五十・第五十一・第五十二・第五十三・第五十四・第五十五・第五十六・第五十七・第五十八・第五十九・第六十・第六十一・第六十二・第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百号)

附則 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、てん菜及び甘しやの生産を振興するために必要な措置を講ずるとともに、砂糖類の需給及び価格を安定させるために政府が砂糖類を管理し、もつて農業経営の改善及び農家所得の安定を図り、あわせて、砂糖の自給度の向上、糖業経営の健全化及び

国民の食生活の安定に資すること
を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 てん菜 砂糖の製造の用に供される国内産のてん菜をいう。
- 二 てん菜糖 てん菜を原料として製造した砂糖をいう。
- 三 甘しや 砂糖の製造の用に供される国内産の甘しやをいう。
- 四 甘しや糖 甘しやを原料として製造した砂糖をいう。
- 五 ぶどう糖 国内産の甘しや又は馬鈴しよを原料として製造した甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造したぶどう糖をいう。
- 六 砂糖類 砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章

砂糖類長期需給計画
及び砂糖類年度需給
計画

(砂糖類長期需給計画)

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、昭和三十九年度以降の毎五箇年を各一期とする砂糖類の需給に関する計画(以下「砂糖類長期需給計画」という。)を定めなければならない。

2 砂糖類長期需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 砂糖類の需要の見通し
- 二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産の見通し
- 三 砂糖類の輸入の見通し
- 四 てん菜、甘しや並びにぶどう糖の原料となる甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉(以下「てん菜等」という。)の生産の目標

五 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めようとするときは、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

4 農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 農林大臣は、てん菜等の生産事情、砂糖類の需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、砂糖類長期需給計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖類年度需給計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、砂糖類長期需給計画に基づき、当該年度における砂糖類の需給に関する計画(以下「砂糖類年度需給計画」という。)を定めなければならない。

2 砂糖類年度需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 砂糖類の前年度からの繰越見込数量
- 二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産見込数量
- 三 砂糖類の輸入見込数量
- 四 砂糖類の需要見込数量
- 五 砂糖類の政府の買入見込数量及び売渡見込数量
- 六 砂糖類の翌年度への繰越見込数量
- 七 てん菜等の生産に関する事項

八 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、砂糖類年度需給計画について準用する。

(砂糖類年度需給計画の実施状況の公表)

第五条 農林大臣は、前条第三項において準用する第三条第四項の規定により砂糖類年度需給計画を公表する場合には、あわせて前年度の砂糖類年度需給計画の実施の状況を公表するものとする。

第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等

(生産振興地域の指定等)

第六条 農林大臣は、次の各号に掲げる要件を備える一定の区域であつて、当該区域内の農業経営の改善を図るためてん菜又は甘しやの生産を振興することが必要であると認められるものを、その区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事の申請(その区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事の共同の申請)に基づき、てん菜生産振興地域又は甘しや生産振興地域(以下「生産振興地域」という。)として指定する。

一 当該区域内の気象、土壌その他の自然条件がてん菜又は甘しやの栽培に適していること。

二 当該区域内の作付けの体系、競合作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内におけるてん菜又は甘しやの生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産されるてん菜又は甘しやの生産数量が、当該てん菜又は甘しやを原料としててん菜糖又は甘しや糖を製造する事業を合理的な基礎の上に成立させるために必要な数量に達しており、又は達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の指定を行なうときは、あらかじめ、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、都道府県知事の申請(生産振興地域の区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事の共同の申請)に基づき、生産振興地域を変更することができる。

4 農林大臣は、生産振興地域が第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

5 第一項の規定は第三項の場合に、第二項の規定は第三項及び前項の場合について準用する。

6 第一項の指定、第三項の区域の変更又は第四項の指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画)

第七条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、毎年度、農林省令で定めるところにより、当該区域(当該区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、その管轄に属する部分)内におけるてん菜又は甘しやの生産の振興に関する計画(以下「生産振興計画」という。)

を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他の生産基盤の整備及び農業用機械の導入に関する事項

三 試験研究、優良種苗の生産及び普及並びに栽培技術の改善に関する事項

四 てん菜又は甘しやを導入した農業経営の合理化に関する事項

五 集荷及び販売に関する事項

六 てん菜糖又は甘しや糖の製造施設の設置に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、甘味資源生産振興審議会の意見を聞かなければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる生産振興地域に係る生産振興計画を定める場合においては、関係都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項その他必要な事項について協議するものとする。

5 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認があつたときは、その概要を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

る。

(砂糖製造施設の設置の承認)

第八条 生産振興地域の区域内において、てん菜糖又は甘しや糖の製造施設で農林省令で定めるもの(以下「砂糖製造施設」という)を設置しようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件に適合しているとき、同項の承認をしなければならない。

一 当該砂糖製造施設がその事業の合理的な経営のために必要な生産能力を有するものであること。

二 当該砂糖製造施設によるその事業の合理的な経営のために必要となるてん菜又は甘しやの数量の確保が可能であると認められること。

三 当該砂糖製造施設を設置しようとする者がその事業を遂行するに足る経済的基礎及び技術的能力を備えていること。

四 当該砂糖製造施設の設置によつて当該生産振興地域の区域内の砂糖製造施設が過剰とならないこと。

3 第一項の承認の申請は、都道府県知事を経由してするものとする。この場合において、都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会の意見を聞いて(生産振興地域の区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、関係都道府県知事とも協議して)、必要な意見を付するものとする。

(生産振興地域の指定に伴う砂糖製造施設の届出)

第九条 生産振興地域の指定があつた場合において、その指定の際現にその区域内において砂糖製造施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、農林大臣に届け出なければならない。

(砂糖製造施設の変更の承認)

第十条 生産振興地域の区域内に設置されている砂糖製造施設につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(事業の開始等)

第十一条 生産振興地域の区域内に設置されている砂糖製造施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは農林省令で定める期間内に農林省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、農林省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(てん菜又は甘しやの販売等)

第十二条 生産振興地域の区域内において生産されるてん菜又は甘しやの集荷及び販売については、てん菜又は甘しやの生産者その他の関係者は、その生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

(以下「生産者団体」という)を通じて一元的に行なわれるように努めなければならない。

2 生産者団体及びてん菜糖又は甘しや糖の製造業者は、毎年、農林省令で定める期日までに、生産振興計画に基づき、てん菜又は甘しやの生産及び販売に関する事項について契約を締結するように努めなければならない。

3 前項の契約が成立したときは、当事者は、契約書の写しを、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 てん菜糖及び甘しや糖の政府の買入れ

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ)

第十三条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の製造業者が生産振興地域の区域内において生産されたてん菜又は甘しやで、当該てん菜又は甘しやにつき定められる生産者価格を下らない価格で買入れたものを原料として製造したてん菜糖又は甘しや糖(農林省令で定める種類及び規格のものに限る)を、その申込みにより、買入れるものとする。

(生産者価格)

第十四条 前条の生産者価格は、政令で定めるところにより、てん菜又は甘しやの生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参しやくし、てん菜又は甘しやの再生産を確保することを旨として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。この場合において、生産費

に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

2 前項の生産者価格は、毎年、てん菜にあつては、第一号の期日の属する年内に播種されるものにつき、甘しやにあつては、第二号の期日から一年以内に簿取されるものにつき、それぞれ、次の各号に掲げる期日までに定めて告示しなければならない。

一 てん菜にあつては、その年内において播種が開始される時期前の農林省令で定める期日

二 甘しやにあつては、その年内において收穫が開始される時期前の農林省令で定める期日

3 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があると認めるときは、砂糖審議会の意見を聞いて、第一項の生産者価格を改定することができる。

4 農林大臣は、前項の改定を行なつたときは、遅滞なく、告示しなければならない。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

2 前項の買入れの価格は、毎年、てん菜糖又は甘しや糖につき、それぞれ、農林省令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の買入れの価格について準用する。

第五章 ぶどう糖の政府の買入れ等

(ぶどう糖の買入れ)

第十六条 政府は、ぶどう糖の価格が著しく低落し、又は低落するおそれがある場合において、ぶどう糖の原料となる甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉の需要の確保を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ぶどう糖の製造業者が製造したぶどう糖(農林省令で定める種類及び規格のものに限る)を買入れることができる。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五

条第一項の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉の買入れ基準価格に運賃諸掛りを加えた額を基準として定める額にぶどう糖の製造及び政府への売渡しに要する費用を加えて得た額を基準とし、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉の市価その他の経済事情を参しやくして、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

3 前項の買入れの価格は、毎年、農林省令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

4 第十四条第三項及び第四項の規定は、第二項の買入れの価格について準用する。

(ぶどう糖製造施設の設置の承認)

第十七条 ぶどう糖の製造施設で農林省令で定めるもの(以下「ぶどう糖製造施設」という)を設置しようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件に適合しているとき、同項の承認をしなければならない。

一 当該ぶどう糖製造施設がその事業の合理的な経営のために必要な生産能力を有するものであること。

二 当該ぶどう糖製造施設を設置しようとする者がその事業を遂行するに足る経済的基礎及び技術的能力を備えていること。

三 当該ぶどう糖製造施設の設置によつてぶどう糖製造施設が過剰とならないこと。

(ぶどう糖製造施設の変更の承認)

第十八条 ぶどう糖製造施設につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(事業の開始等)

第十九条 ぶどう糖製造施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは農林省令で定める一定期間以上継続して休止

する者は、農林省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第六章 砂糖の輸入

(砂糖の政府の輸入)

第二十条 政府は、砂糖類年度需給計画に基づき、砂糖を輸入するものとする。

2 政府は、政令で定めるところにより、砂糖の輸入を他の者に委託することができる。

(輸入の禁止)

第二十一条 砂糖は、政府及び前条第二項の規定により委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

第七章 標準販売価格及び砂糖類の売渡し

(標準販売価格)

第二十二条 農林大臣は、政令で定めるところにより、砂糖審議会の意見を聞いて、毎年度、当該年度の開始前に、砂糖の製造業者の農林省令で定める銘柄の砂糖の販売価格の標準額(以下「標準販売価格」という)を定めるものとする。

2 標準販売価格は、政令で定めるところにより、国内産砂糖の生産費、家計費、物価その他の経済事情を参しやくして定めるものとする。

3 農林大臣は、標準販売価格を定めたときは、遅滞なく、告示しなければならない。

4 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の標準販売価格について準用する。

第二十三条 政府は、砂糖類年度需給計画に基づき、その所有する砂糖類を売り渡すものとする。

2 前項の規定による砂糖類の売渡しは、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。ただし、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定により砂糖類の売渡しをする場合の予定価格は、政令で定めるところにより、輸入に係る精製を必要とする砂糖にあつては、その原価にかかわらず、標準販売価格から砂糖の精製業者の精製及び販売に要する費用並びに適正な利潤並びに砂糖消費税に相当する額を控除した額を基準とし、その他の砂糖類にあつては、その原価にかかわらず、標準販売価格を基準として、農林大臣が定める。

(砂糖類の販売価格に関する報告)

第二十四条 農林大臣は、砂糖類の販売価格が標準販売価格に照らして著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、砂糖類の製造業者又は販売業者に対し、販売価格を引き下げるべき旨を勧告することができる。

第八章 雑則

(助成)

第二十五条 国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、第七条第一項又

は第六項の承認を受けた生産振興計画の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、第八条第一項、第十条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の承認を受けた者に対し、当該砂糖製造施設又はぶどう糖製造施設の設置又は変更に必要な資金の融通のあつせんを行なうことができる。

(報告及び検査)

第二十六条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、てん菜等の生産者若しくは生産者団体又は砂糖類の製造業者若しくは販売業者から必要な事項に関し報告を徴し、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査を行なう場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会

(設置及び所掌事務)

第二十七条 農林省に砂糖審議会を、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に甘味資源生産振興審議会を置く。

3 砂糖審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に対し、建議することができる。

4 甘味資源生産振興審議会は、都道府県知事の諮問に應じ、てん菜等の生産の振興に関する重要事項について調査審議する。

5 甘味資源生産振興審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に対し、建議することができる。

(組織)

第二十八条 砂糖審議会は、委員二十四人以内で組織する。

2 砂糖審議会の委員は、次に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 てん菜等の生産者を代表する者 八人以内

二 砂糖類の製造業者又は販売業者を代表する者 八人以内

三 てん菜等又は砂糖類に関し学識経験を有する者 八人以内

4 甘味資源生産振興審議会は、委員二十人以内で組織する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができ、委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十九条 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会の会長は、それぞれ、その委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、砂糖審議会又は甘味資源生産振興審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(専門委員)

第三十条 専門の事項を調査させるため、砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、てん菜等又は砂糖類に關し學識経験を有する者のうちから、農林大臣又は都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則)

第三十二条 第二十一条の規定に違反して砂糖を輸入した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、輸入した砂糖の価額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

は、同項の例による。

3 第一項の価額は、その砂糖の生産地又は仕入地における原価に荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとす。

第三十三条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して砂糖製造施設を設置した者

二 第十条第一項の規定に違反して砂糖製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

三 第十七条第一項の規定に違反してぶどう糖製造施設を設置した者

四 第十八条第一項の規定に違反してぶどう糖製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

第三十六条 第九条、第十一条又は第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条、第十四条、第二十二條及び第九章（砂糖審議会に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第六章、附則第五項及び附則第十一項の規定は同年十月一日から施行する。

(てん菜糖又は甘しや糖の買入れの始期)

2 第十三条の規定によるてん菜糖又は甘しや糖の買入れは、てん菜糖にあつては昭和三十九年において播種が開始されるてん菜を原料として製造したものから、甘しや糖にあつては同年において収穫が開始される甘しやを原料として製造したものから適用する。

3 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の施行の際現にぶどう糖製造施設を設置している者は、この法律の施行の日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、農林大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

5 昭和三十九年十月一日において現に輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項の規定により砂糖の輸入について承認を受けている者（外貨資金の割当てを行なうべきものと定められた範囲の砂糖については、同

日において現に同令第九条第一項本文の規定により当該砂糖の輸入について外貨資金の割当てを受けている者及びその者から輸入の委託を受け、かつ、同項ただし書の規定に該当している者を含む。）は、同日以後においても、第二十一条の規定にかかわらず、当該承認又は外貨資金の割当てに係る砂糖の輸入をすることができ。

(農林省設置法一部改正)

6 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。
第四十四条第四号の次に次の一号を加える。

第三十四条第一項の表中「畑地農業改良促進 刈取審議会」を「畑地農業改良促進 刈取審議会 砂糖審議会」と改める。

業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の規定によりその属せしめられた事項を行ふこと
源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律の規定によりその属せしめられた事項を行なうこと

第四十七條中「四部」を「五部」に、「業務第二部」を「業務第三部」に改める。

第四十八條第一号及び第二号中「主要食糧」の下に、「砂糖類」を加え、同条第三号の二中「並びにてん菜糖の価格の決定」を削り、同条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 砂糖の標準販売価格並びに砂糖類の買入れ及び売渡

四十四の二 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律（昭和三十九年法律第 号）の規定に基づき、

生産振興地域を指定し、生産振興計画を承認し、並びにてん菜糖製造施設、甘しや糖製造施設及びぶどう糖製造施設の設置及び変更を承認すること。

第四條第四十七号の四の次に次の一号を加える。
四十七の五 甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律の規定に基づき、砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画を定め、並びに砂糖類の管理を行なうこと。

畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の規定によりその属せしめられた事項を行ふこと
源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律の規定によりその属せしめられた事項を行なうこと

第四十八條第四号中「主要食糧」の下に、「砂糖類」を加える。
第三章第一節第二款第五十条の次に次の一条を加える。
(業務第三部の事務)

第五十条の二 業務第三部におい

万四千トンという状況であります。さらにその後の需要の増加は著しく、三十八年度において百七十万トンに達し、長期計画による四十三年度百五十二万トンの需要見込みをはるかに上回っている現状であります。

このような甘味資源の生産の不振につきましても、政府の施策に積極性を欠き、ことに畑地改良等の生産基盤の整備の立ちおくれ、てん菜生産者価格の低価格、さらには国内糖業対策の不徹底等、政府の無為無策に起因するところが多いのであります。現に北海道においては、原料の生産と確保を度外視して政治的な工場の過剰誘致が行われ、結果的には製造業者は原料不足による製品のコスト高で経営難におちいり、生産農民は原料の低価格により増産意欲を減殺している実情であります。また府県においても、政府の呼びかけにこたえててん菜糖生産に乗り出した民間製糖会社も、原料不足により一部の工場は操業中止のやむなきに至り、暖地てん菜生産の前途に暗影を投じている状態でありま。

最近における政府の甘味資源対策を見ると、輸入砂糖については従来の外貨割当制を廃して、昨年八月末に無謀にも自由化の実施を行なったのであります。砂糖の輸入自由化についての政府の方針には明確な根拠がなく、単に自由化率九〇％達成のために国内甘味資源の保護対策を犠牲にしたものであります。

採用、国内甘味資源に対する補助金制度等、いづれも強力な保護政策を講じ国内自給度の向上に努めている実情であります。

ことにイタリヤにおいては、第二次世界大戦直後の一九四六年にてん菜糖生産量二十九万トンであったのを、十年後の一九五四年には百四十万トンの生産量に躍進させ、砂糖の自給化を完成した実績に徴しても、その国における政府の政策実行に臨む熱意こそが生産発展の成否を制することが実証されるのであります。これに反して、池田首相はじめ政府の態度は、甘味資源生産振興についての具体的対策もなく、国内態勢未整備のままではいたらずに自由化だけを強行したことは、全く理解に苦しむところでありま。

わが党としては、甘味資源の生産振興と糖業の発展を国の施策として積極的に進めるためには、砂糖の自由化は行なうべきでない旨をここに明らかにしておくものであります。

以上申し上げた現状と観点に立ち、今後の甘味資源対策を強力に進めるために、すなわち、てん菜及び甘蔗の生産を振興するために必要な措置を講ずるとともに、砂糖類の需給及び価格を安定させるために政府が砂糖類を管理することとし、もって農業経営の改善と農家所得の安定をはかり、あわせて砂糖の自給度の向上と糖業経営の健全化及び国民の食生活の安定に資するために、この法案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の内容について概要を御説明申し上げます。

第一は、砂糖類需給計画の策定であります。農林大臣は砂糖審議会には

かり、砂糖類の需給見通し、砂糖類の生産目標、てん菜、甘蔗及びブドウ糖原料のてん菜の生産目標、砂糖類の輸入見通し等の重要事項について、毎五年を一期とする長期需給計画を定め、これに基づき毎年度の需給計画を具体的に定めて、施策の方向を明らかにして、これを公表することとしたしております。

第二は、てん菜及び甘蔗の生産振興についてであります。生産条件がてん菜または甘蔗の栽培に適しており、農業経営の改善により生産が増大する見込みが確実であり、さらに製糖企業を成立せしめるだけの生産量を確保し得る見込みのあること等を考慮し、農林大臣は都道府県の区域につき生産振興地域の指定を行なうものであります。次に、生産振興地域の指定を受け、都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会にはかり、生産振興計画を定め農林大臣の承認を求めるとしております。

第三は、砂糖類製造施設の承認制であります。現在の製糖工場は原料不足等の理由から不安定な経営におちいつている現状であり、これら製造施設の合理化はもちろんであります。設備が過剰とならないよう、原料の生産に即応し施設の設置または変更につき農林大臣の承認を要することとしたしております。

第四は、生産振興地域内において生産された、てん菜または甘蔗の集荷及び販売については、生産者団体を通じて一元的に行なわれるように、また生産者団体及び製造業者はこれ等の事項につき契約を締結するようにいたしたのであります。

第五は、砂糖類の政府買い入れの措置について、国内産てん菜糖及び甘蔗糖にあっては砂糖製造業者の申し込みに応じて政府買い入れを行なうこととしております。またブドウ糖については、市価が低落してブドウ糖の生産の確保と価格安定のため必要と認められる場合は政府買い入れを行なうこととしております。

第六は、生産者価格及び買い入れ価格についてであります。まず、てん菜及び甘蔗の生産者価格については、選択的拡大の重要作物とみなして、生産者米価の算定と同様に、生産費、所得補償方式に基づき生産者価格を定めて告示することとしたいたしました。次に、てん菜糖及び甘蔗糖の政府買い入れ価格については、てん菜または甘蔗の生産者価格に砂糖の製造及び政府への売り渡しに要する経費を加えた額を基準として定めることとしております。なお、ブドウ糖の買い入れ価格については、農産物価格安定法に基づくカシヨ、パレイシヨでん粉の政府買い入れ基準価格に所要の経費を加えた額を基準として定めることとしております。

第七は、砂糖の政府輸入についてであります。政府は需給計画に基づき、必要量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入は認めないこととしたし、また関税については、政府輸入の立場から、これを免除することとしたのであります。

第八は、砂糖類の標準販売価格についてであります。砂糖の販売価格が国民食生活に及ぼす影響等を配慮して、標準販売価格の算定については、国産砂糖の生産費、家計費、物価事情等を参酌して価格を定め、告示することとしたいたしました。なお、農林大臣は糖価安定のために必要な勧告を行なうこととしております。

第九は、砂糖類の政府売り渡しについてであります。政府は需給計画に基づき、その所有する砂糖類を売り渡すものとし、売り渡し予定価格については、標準販売価格を基準として、それぞれ定めることとしたしております。

第十は、助成措置についてであります。国は予算の範囲内で、生産振興地域の都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の助成を行なうこととし、及び砂糖類の製造施設の設置につき必要な資金の融通のあっせんを行なうものとしたいたしました。

第十一は、砂糖審議会等の組織についてであります。甘味資源の生産振興及び砂糖類の需給計画に關し、てん菜等の生産者価格、砂糖類の政府買い入れ価格及び砂糖の標準価格の決定に關する重要事項を調査審議するため、農林省に砂糖審議会を設置することとしたしております。

また、甘味資源の生産の振興対策及び原料の集荷、販売等に関する重要事項について調査審議するため、生産振興地域の都道府県に甘味資源生産振興審議会を設置することとしたいたしました。

第十二は、行政機構等についてであります。本法案の円滑な運用をはかるため、食糧庁に砂糖所管部の新設及びこれに伴う定員の確保を行なうため

の農林省設置法の改正、砂糖類の政府管理に伴い砂糖類管理勘定を設けるための、食糧管理特別会計法の改正、政府が砂糖の輸入を行なうため、関税免除のための関税定率法の改正、その他諸規定の整備を行なうこととしたしております。

第十三に、この法律は昭和三十九年四月一日から施行することとしたしております。

以上、本法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。

なお、本法案については、昨年三月第四十三国会に提出いたし、御審議いただき審議未了となったものであります。が、今国会に再度提出したわけであり、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○高見委員長 次に、いずれも前国会より継続審査となっており、内閣提出にかかわる甘味資源特別措置法案及び沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案の両案を一括して、審査を進めます。

甘味資源特別措置法案 甘味資源特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 甘味資源作物の生産の振興(第三条―第十二条)
- 第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業(第十三条―第十九条)
- 第四章 国内産糖の政府買入れ(第二十条―第二十三条)

第五章 国内産糖の政府買入れ等(第二十四条―第二十八条)

第六章 甘味資源審議会(第二十九条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び当該生産に係る甘味資源作物又は国内産の砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

2 この法律において「国内産糖」とは、国内産の甘味資源作物を原料として製造される砂糖をいう。

3 この法律において「国内産さとう糖」とは、国内産の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造されるさとう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」とは、砂糖及びさとう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産の振興

(需要及び生産の長期見通し)

第三条 政府は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法(昭和三十六年法律第二百七十七号)第八条第一項(重要農産物についての需要及び生産の長期見通しの樹立)の重要な農産物として、これらにつき、同項の規定により需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

(生産振興地域の指定)

第四条 農林大臣は、てん菜及びさとうきびごとに、次の各号に掲げる要件のすべてを備える一定の区域であつて、当該区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものをてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域(以下「生産振興地域」と総称する。)として指定することができる。

一 当該区域における気象条件及び当該区域内の農地の相当部分に係る土じようその他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適する政令で定める条件に適合していること。

二 当該区域における農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内における甘味資源作物の生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産される甘味資源作物の生産数量が、一又は二以上の合理的な経営規模の国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量として政令で定める数量に達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域につき、前条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、甘味資源作物の生産事情、経済事情等に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、生産振興地域の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第一項各号に掲げる要件のすべてを備える区域であり、かつ、その区域における農業経営の改善を図るため当該甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる場合でなければ、することができない。

3 第四条第二項及び前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、生産振興地域が第四条第一項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除

しなければならない。

2 第四条第二項及び第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(指定等の告示)

第八条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の規定による区域の変更及び前条第一項の規定による指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該区域内において生産される当該甘味資源作物につき、農林省令で定めるところにより、毎年、生産振興計画をたて、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三 優良品種の生産及び普及に関する事項

四 栽培技術の改善に関する事項

五 農業経営の合理化に関する事項

六 集荷及び販売に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見を聞かなければならない。

4 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認を受けたとき

は、その概要を公示しなければならない。

(生産振興計画の変更)

第十条 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、生産振興計画の変更について適用する。

(生産振興計画の実施に係る助成)

第十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に対し、第九條第一項の承認(生産振興計画を変更した場合にあつては、その変更に係る前条第一項の承認を含む)を受けた生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができる。

(生産振興計画の達成のための援助)

第十二条 農林大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物を生産する者又はその者の組織する団体に対し、前条の生産振興計画の達成を図るため、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業

(指定製造施設の設置の承認)

第十三条 甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの(以下「指定製造施設」という。)を生産振興地域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林省令で定める手続

により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内に設置される指定製造施設についての原料処理能力が、第三条及び農業基本法第八条第一項の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される当該区域内における当該甘味資源作物の生産の長期の見通しに照らして著しく過大にならないこと。

二 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力が当該事業を合理的に経営するために必要と認められる規模のものであり、かつ、その施設が効率的なものであること。

三 当該申請に係る指定製造施設の設置の場所が当該事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

四 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力に見合う当該甘味資源作物の数量を当該生産振興地域の区域内において確保する見込みが確実であること。

五 当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区

域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四条 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の際現にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域域内においてその新設に係る工事が行なわれている場合のその設置者を含む)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内に、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)

第十五条 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という。)につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六条 第十三条第一項及び前条第一項の承認には、条件を附することができ、

最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七条 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を廃止し、又は農林省令で定める一定期間以上継続して当該事業を休止する者は、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に対する指示及び勧告)

第十八条 農林大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」という。)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という。)に対し、

当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格その他その生産者との取引の条件及び方法、その買入れを行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に関し、必要な指示をすることができ、

2 農林大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表するものとする。

第十九条 農林大臣は、地域内国内産糖製造事業者の合理化を促進するため必要があるときは、地域内国内産糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の

休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章 国内産糖の政府買入れ

(政府買入れをする場合)

第二十条 政府は、砂糖の価格が第二十三条第一項の規定により定められていり国内産糖の政府の買入れの価格より低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ、

(政府買入れの対象となる国内産糖の種類等)

第二十一条 前条の規定により政府が買入れる国内産糖は、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内におい

て生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものかどうかの認定の手続は、前条の農林省令で定めるものとする。

(最低生産者価格)

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならぬ。

(政府買入の価格)
第二十三条 第二十条の規定による政府の買入の価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用を加えて

得た額を基準とし、第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入の価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入の価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 前条第三項の規定は、第一項の政府の買入の価格について準用する。

第五章 国内産さとう糖の政府買入れ等

(政府買入をする場合)

第二十四条 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、国内産さとう糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があるときは、農林省令で定めるところにより、国内産さとう糖の製造事業を行なう者(以下「さとう糖製造事業者」という)から、その製造する国内産さとう糖の買入れをすることが出来る。

(政府買入の対象となる国内産さとう糖の種類等)
第二十五条 前条の規定により政府が買入れる国内産さとう糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

(政府買入の価格)
第二十六条 第二十四条の規定による政府の買入の価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項(農産物

等の買入価格の算定方法)の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産さとう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入の価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 第二十二條第三項の規定は、第一項の政府の買入の価格について準用する。

(政府買入に係る国内産さとう糖の売渡し)
第二十七条 政府は、第二十四条の規定により買入れた国内産さとう糖を、政令で定めるところにより、隨意契約により売り渡すことができる。

2 前項の規定により国内産さとう糖を隨意契約により売り渡す場合における予定価格は、政令で定めるところにより、さとう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

(さとう糖製造事業者に対する勧告)
第二十八条 農林大臣は、国内産さとう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、さとう糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産さとう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することが出来る。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第六章 甘味資源審議会
(設置)
第二十九条 農林省に、甘味資源審議会(以下「審議会」という)を置く。

(権限)
第三十条 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、甘味資源作物の生産の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他の法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣及び関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)
第三十一条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

第三十二条 審議会に、会長を置く。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(農林省令への委任)
第三十三条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第七章 雑則
(報告及び検査)
第三十五条 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第三十六条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者若しくはさとう糖製造事業者に対し、必要な事項に關する報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

その他の承継人で、農林省令で定めるものを含むが、第十六条第一項の規定により当該承認に附された条件に違反したときは、その者に對し、一年以内の期間を定め、その承認に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができ

第八章 罰則

第三十八條 次の各号の一に該當する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者

二 第十五条第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

三 前条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十九條 次の各号の一に該當する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条若しくは第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の

刑を科する。

第四十一條 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国内産糖の政府買入れに係る特例)

第二條 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む)から、その製造する国内産糖の買入れをすることが

第三條 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、国内産糖の製造事業者の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることができる。

第四條 前項の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

第五條 前項の政府の買入れの価格は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第六條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第七條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第八條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第九條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十一條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十二條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十三條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十四條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十五條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十六條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十七條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十八條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十九條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十一條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十二條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十三條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十四條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十五條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十六條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十七條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十八條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十九條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十一條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十二條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十三條 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

削り、「保管又は検査並飼料供給
安定法」規定ニ依ル飼料ノ交換
を「交換又は保管」に、「ハ当分
ノ間」を「及甘味資源特別措置法
附則第二項第一項又ハ第三項第一
項ノ規定に依ル国内産糖又ハ国内
産葡萄糖ノ買入、売渡又ハ保管ニ
関スル一切ノ蔵入蔵出ハ当分ノ間
夫」に改め、「農産物等安定勘
定」の下に「及砂糖類勘定」を加
え、「第二項」を「第二項中「食糧、
農産物等及砂糖類ノ買入代金」ト
アルハ「食糧、農産物等、砂糖類
（甘味資源特別措置法附則第二條
第一項及第三項第一項ノ規定ニ依
リ政府ノ買入ル国内産糖及国内
産葡萄糖ヲ含ム以下同ジ）及飼料
ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支
出」ト、」に、「食糧及農産物等」
を「食糧、農産物等及砂糖類」に、
「飼料及甜菜糖ノ買入代金並」を
「砂糖類及飼料ノ買入代金並」に、
「飼料及甜菜糖ノ売渡代金」を
「及飼料ノ売渡代金」に、「飼料
及甜菜糖ノ買入代金」を「及飼
料ノ買入代金」に、「飼料及甜菜
糖ノ買入」を「及飼料ノ買入」に、
「飼料及甜菜糖」を「砂糖類
及飼料」に改める。
附則第五項の次に次の一項を加え
る。
政府ハ当分ノ間第六條ノ二ノ第二
項ノ規定ニ拘ラズ甘味資源特別
措置法附則第二條第一項又ハ第三
條第一項ノ規定ニ依リ買入レタル
砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル
損失ヲ補填スル為メ算ノ定ムル所
ニ依リ一般會計ヨリ砂糖類勘定ニ
繰入金ヲ為スコトヲ得

（食糧管理特別會計法の一部改正
に伴う経過規定）
第七條 改正後の食糧管理特別會計
法の規定は、次項に定めるものを
除くほか、昭和三十一年度分以降
の予算について適用し、昭和三十
八年度分以前の予算については、
なお従前の例による。ただし、昭
和三十一年度分の予算について
は、改正前の食糧管理特別會計法
附則第五項中「及てん菜生産振興
臨時措置法（昭和二十八年法律第
二號）ノ規定ニ依ル甜菜糖」とあ
るのは「てん菜生産振興臨時措置
法（昭和二十八年法律第二號）ノ
規定ニ依ル甜菜糖及甘味資源特別
措置法（昭和三十一年法律第
三號）ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国
内産葡萄糖」と、「当分ノ間本會
計」とあるのは「本會計」と、
「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及
甘味資源特別措置ノ規定ニ依リ政
府ノ買入ル国内産糖又ハ国内産
葡萄糖」とする。
2 食糧管理特別會計法第六條ノ八
第二項第二號又は第三號の規定に
より食糧管理特別會計の予算に添
附すべき前前年度又は前年度に係
る書類については、昭和三十一年度
分（前前年度に係る当該書類につ
いては、昭和四十年年度分を含む）
の予算に限り、これらの規定にか
かわらず、なお従前の例による。
3 昭和三十一年三月三十一日にお
ける食糧管理特別會計の農産物等
安定勘定の資産及び負債は、政令
で定めるところにより、同會計の
農産物等安定勘定又は砂糖類勘定
にそれぞれ帰属するものとする。

（農林省設置法の一部改正）
第八條 農林省設置法（昭和二十四
年法律第五十三號）の一部を次
のように改正する。
第四十八條第三號の二を次のよ
うに改める。
三の二 農産物等、国内産糖
（甘味資源特別措置法（昭和三十
一年法律第 三號）第二
條第二項の国内産糖をいう）
及び国内産ぶどう糖（同條第
三項の国内産ぶどう糖をい
う）の買入れ及び売渡しの価
格の決定に關すること。
第五十一條第一項中「第五十四
條」を「次條」に改め、第五十二
條及び第五十三條を削り、第五
十一條の次に次の一條を加え
る。
（米価審議會及び甘味資源審議
會）
第五十二條 食糧庁に、附屬機關
として、米価審議會及び甘味資
源審議會を置く。
第五十四條の見出しを削り、同
條第一項中「食糧庁の附屬機關と
して、米価審議會を置く。」を削
り、同條を第五十三條とし、同條
の次に次の一條を加える。
第五十四條 甘味資源審議會は、
甘味資源特別措置法によりその
権限に屬させた事項を行なうこ
とを目的とする機關とする。
2 前項に定めるもののほか、甘
味資源審議會については、甘味
資源特別措置法の定めるところ
による。

理由
適地における甘味資源作物の生産
の振興を圖るための生産振興地域の
指定の制度、当該地域における国内
産糖製造事業施設の建設の承認の制
度、国内産糖及び国内産ぶどう糖に係
る政府買入れの制度等を定めて、当
該地域における農業経営の改善と農
家所得の安定及び甘味資源に係る国
際競争力の強化に資するとともに、
農林省に甘味資源審議會を設置して
甘味資源に關する重要事項を調査審
議する等の必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。
沖繩産糖の政府買入れに關する
特別措置法案
沖繩産糖の政府買入れに關す
る特別措置法
1 政府は、当分の間、砂糖の価格
が著しく低落した場合において、
必要があるときは、農林省令で定
めるところにより、沖繩産糖を製
造する事業を行なう者（以下「沖繩
産糖製造事業者」という。）又は沖
繩産糖製造事業者からの委託を受
けて当該沖繩産糖製造事業者が製
造した沖繩産糖を本邦に輸入した
者から、当該沖繩産糖製造事業者
が製造した沖繩産糖で本邦に輸入
されたものの買入れをすることが
できる。
2 前項の規定により政府が買入れ
れる沖繩産糖は、農林省令で定め
る種類、規格及び生産年のものに
限るものとする。
3 第一項の規定による政府の買入
れの価格は、甘味資源特別措置法

（昭和三十一年法律第 三號）第二
十三條第一項の規定により定めら
れている国内産のさとうきびを原
料として製造される砂糖の政府の
買入れの価格及び沖繩におけるさ
とうきびの生産事情、沖繩産糖の
製造事情その他の経済事情を参酌
して、農林大臣が定める。
4 この法律において「沖繩」とは、
硫黄島、伊平屋島及び北緯二十
七度以南の南西諸島（大東諸島を
含む）の地域をいい、「沖繩産糖」
とは、沖繩において生産されるさ
とうきびを原料として沖繩に設置
されている砂糖の製造施設により
製造される砂糖をいい、「本邦」と
は、外国為替及び外国貿易管理法
（昭和二十四年法律第二百二十八
號）第六條第一項第一号に規定す
る本邦をいうものとする。
附則
1 この法律は、公布の日から起算
して六月を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。
2 食糧管理特別會計法（大正十年
法律第三十七號）の一部を次のよ
うに改正する。
附則第五項中「及甘味資源特別
措置法」を「並甘味資源特別措置
法」に改め、「国内産葡萄糖ノ買
入、売渡又ハ保管」の下に「及沖繩
産糖の政府買入れに關する特別措
置法（昭和三十一年法律第 三號）
第一項ノ規定ニ依ル沖繩産糖ノ買
入、売渡又ハ保管」を「及国内産
葡萄糖」の下に「並沖繩産糖の政府
買入れに關する特別措置法第一項
ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル沖繩
産糖」を加える。

3 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六條の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六條の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六條の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四十八條第三号の二(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。以下同じ)に「並びに沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和廿九年法律第 号)第四項の沖繩産糖をいう。以下同じ)」を加える。

政府買入れのみを開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高見委員長 両案につきましては、前国会においてすでに提案理由の説明は聴取済みでありますので、これを省略することとし、政府当局より補足説明をいたしたい旨の申し出がありますので、これを聴取することにいたします。か。

○高見委員長 御異議なしと認めます。それでは補足説明を聴取することといたします。齋藤食糧庁長官。
○齋藤(誠)政府委員 それでは甘味資源特別措置法案並びに沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案の補足説明を申し上げます。
まず、甘味資源特別措置法案につきまして御説明申し上げます。
第一章は、総則に関する規定であります。

第一条では、この法律の目的として、この法律は、適地におけるてん菜及びサトウキビの生産を振興するとともに、てん菜糖工業、甘蔗糖工業及びブドウ糖工業の健全な発展をはかるために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び国内甘味資源の国際競争力の強化に資することを目的とすることを定めております。

策定について定めております。農業基本法第八條第一項により、需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表することとなっておりますが、この甘味資源特別措置法第三條におきましては、政府は、砂糖類並びにてん菜及びサトウキビを農業基本法第八條第一項にいう重要な農産物として、これらにつき、農業基本法の規定により需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表すべき旨を定めておるのであります。

次に、第四條から十二條までにおいては、適地において、てん菜及びサトウキビの重点的な生産の振興をはかるための生産振興地域の指定並びに生産振興計画の策定及び実施に関する制度を定めております。

第四條では、農林大臣は、一定の要件に該当する区域であつて農業経営の改善をはかるためてん菜またはサトウキビの生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものを、てん菜生産振興地域またはサトウキビ生産振興地域として指定することができることとし、その要件は第四條第一項の各号に列記してあります。

第一号は、栽培に適する自然的条件が備わっているかどうかの点であります。第二号は、その地域における農業経営の諸条件から見て、その生産が安定的に増大する見込みが確実であるかどうかの点であります。その判定にあつては、その地域内の農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の諸条件を勘案することとしております。これは、甘味資源作物の

生産の着実な伸長のために、単に自然的条件のみならず農業経営上の諸条件が備わっていることが特に必要と考えられるからであります。

第三号は、その地域におけるてん菜またはサトウキビの生産数量が、てん菜糖または甘蔗糖の製造事業が安定的に成立するため必要な数量に達する見込みが確実であるかどうかの点であります。てん菜及びサトウキビが砂糖原料作物であることからこれを原料とする製造事業との結びつきを考慮しなければならぬこと、また、第一条の目的に規定してあります国内甘味資源の国際競争力の強化という観点等からその製造事業も合理的な経営が可能となるものでなければならぬこと等の理由により必要とされる要件であります。

なお、第四條第二項におきまして、農林大臣は、生産振興地域の指定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞くこととしており、さらに、第五條では、都道府県知事は、生産振興地域の指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができることとし、また、生産振興地域の指定につき都道府県知事の意向も反映され得るように配慮してあります。

次に、第九條では、生産振興地域の指定を受けた区域を管轄する都道府県知事は、毎年、関係市町村及び農業団体等の意見を聞いて、てん菜またはサトウキビの生産振興計画を立て、農林大臣の承認を受けるとともに、その承認を受けたときは、その概要を公示することとしたし、第十一條及び第十二條では、生産振興計画の円滑な実施とその計画の達成をはかるため、政府は、

生産振興地域のある都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができるとするとともに、てん菜またはサトウキビの生産者またはその団体に對して、助言、指導、融資のあつせん等の援助を行なうようつとめることとしております。

第三章は、生産振興地域におけるてん菜糖または甘蔗糖の製造事業に関する規定であります。

第十三條では、てん菜またはサトウキビを原料として砂糖を製造する施設、すなわち、てん菜糖工場または甘蔗糖工場を生産振興地域の区域内において新たに設置するには、農林大臣の承認を要することとしております。この承認を必要とする製造施設の範囲は、政令で定めることとなつております。

この生産振興地域におけるてん菜糖または甘蔗糖の製造施設の設置の承認制を採用いたしましたのは、原料生産の伸びに見合った秩序ある工場設置をはかり、その地域における生産の振興と農家の利益の保護並びに製造事業の健全な発展を確保する必要があるからであります。

理 由
沖繩に対する援助措置の一部として、国内産糖の政府買入れの措置に準じ、輸入に係る沖繩産糖につき、

生産の振興に関する規定であります。まず、第三條は、砂糖類及び甘味資源作物の需要及び生産の長期見通しの

く過大にならないことを要件としておきます。

なお、以上御説明しました第十三条第一項の承認は、生産振興地域が定められた後に新たに設置する製造施設についてのみ必要とされ、既存製造施設については設置の承認を必要としないので、第十四条では、生産振興地域の指定等があった際には既存製造施設の設置者から必要な事項を届け出させることとしております。

第十五条では、第十三条の指定製造施設の新設についての承認に見合つて、指定製造施設の変更についても農林大臣の承認を要することとしています。

次に、第十八条では、製造施設の承認制を採用したことも関連して、生産振興地域内における農業経営の改善と農家所得の安定をはかるため、農林大臣は、地域内の製造事業者に対し、てん菜またはサトウキビの買入れの価格その他生産者との取引の条件及び方法、原料集荷区域等に関し必要な指示をすることができるとし、これによる製造事業の適正な運営の確保と、あとで御説明しますてん菜及びサトウキビの価格支持制度の運用と相まつて、農家の利益保護に遺憾なきを期することとしています。なお、この指示をしたときは、これを公表するものとしております。

また、第十九条では、第一条の目的にも規定してあります国内甘味資源の国際競争力の強化という観点等から、地域内の製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、農林大臣は、地域内製造事業者に対し、運営の改善、事業の休止、経営の共同化等の措

置をとるべき旨の勧告をすることができるとし、その勧告に従ひ所要措置をとる者に対しては、融資のあっせん等必要な援助を行なうようつとめることとしています。

次に、第四章は、生産振興地域内におけるてん菜及びサトウキビの生産者価格の支持とてん菜糖及び甘蔗糖の製造事業の健全な発展を確保するためのてん菜糖及び甘蔗糖の政府買入れの制度を定めております。

御承知のとおり、政府は、従来よくてん菜生産振興臨時措置法に基づいててん菜の価格支持及びてん菜糖の政府買入れの制度を実施してまいりましたが、この法律におきましても、同様の制度を取り入れますとともに、あわせて、サトウキビの価格支持及び甘蔗糖の政府買入れについても同様の制度を採用することとし、これら甘味資源作物の生産の振興と国内産糖製造事業の健全な発展に遺憾なきを期することとしたのであります。

第二十條では、てん菜糖または甘蔗糖の政府買入れは、砂糖の価格が第二十三条第一項により定められているてん菜糖または甘蔗糖の政府買入れ価格より低降した場合において必要があるときに行なう旨を定めております。これが政府買入れを行なう場合の原則であります。当面の諸事情を考慮し、附則第二條第一項において、当分の間、本則第二十条による政府買入れのほか、地域内製造施設の新設の当初においてその事業者が原料集荷等の面を受ける著しい不利を補正する必要がある場合、その他政令で定める特別の事由がある場合において特に必要があるときにも、政府買入れを行

なうことができることとしております。

次に、第二十一条では、これらの政府買入れの対象となるてん菜糖または甘蔗糖の範囲を定めており、政府買入れの対象は、生産振興地域内において生産されたてん菜またはサトウキビを原料としていること、これらの原料は最低生産者価格を下らない価格で生産者から買入れられたものであること、これらの原料から地域内製造施設により製造されたてん菜糖または甘蔗糖であつて、一定の種類、規格及び生産年のものであることとされております。なお、さきに御説明しました附則第二條第一項の政府買入れを行なう際の買入れの対象につきましても、同条第四項において、生産振興地域外の農林大臣の指定する区域内において生産された原料から製造されたもの及び地域内製造施設以外の農林大臣の指定する製造施設により製造されたものをも買入れることができるとしてあります。

第二十二條では、てん菜及びサトウキビについての最低生産者価格の制度を定めております。すなわち、農林大臣は、てん菜及びサトウキビごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして最低生産者価格を定めることとし、この最低生産者価格は、農業バリエーション指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、てん菜及びサトウキビの再生産を確保することを旨として定めるものとしてあります。

第二十三條では、第二十条によるてん菜糖または甘蔗糖の政府買入れの価格を定めており、その価格は、最低生産者価格に標準的な製造、販売の費用を加えて得た額を基準とし、第十八条により生産者取引価格につき指示した場合においては、その指示事項を参酌して農林大臣が定めることとしてあります。なお、附則第二條第一項による政府買入れの際の価格は、同条第二項により、最低生産者価格に標準的な製造、販売の費用を加えて得た額を基準とし、その原料たるてん菜またはサトウキビの生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して定めることとしてあります。

次に、第五章は、国内産ブドウ糖の政府買入れの制度及びブドウ糖製造事業者に対する勧告に関する規定であります。

御承知のように、政府は、従来より、農産物価格安定法によるイモでん粉の政府買入れを通じて、カンシヨ及びバレイシヨの生産者の所得の安定をはかるとともに、イモでん粉の新規用途としての結晶及び精製ブドウ糖の製造事業を育成するための諸施策を講じてまいつたところであり、今後におきましても、農産物価格安定法の適切な運用をはかることにより、イモ作農家の所得の安定に遺憾なきを期してまいることはいうまでもないところであります。この際、糖価の変動に対処してブドウ糖の生産を維持することに

より、でん粉の原料となる国内産のカンシヨ及びバレイシヨの長期的な需要の確保をはかるとともに、あわせてブドウ糖工業の合理化を促進するため、国内産ブドウ糖の政府買入れの制度を設けることとしたのであります。

第二十四條では、国内産ブドウ糖の政府買入れは、砂糖の価格が著しく

低降した場合において、国内産ブドウ糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産のカンシヨ及びバレイシヨの需要の確保をはかるため必要があるときに行なう旨を定めてあります。

これが政府買入れを行なう場合の原則であります。附則第三條第一項において、当分の間、本則第二十四条による政府買入れのほか、国内産ブドウ糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときにも、政府買入れを行なうことができることとしてあります。

第二十六條では、第二十四条による国内産ブドウ糖の政府買入れの価格を定めており、その価格は、農産物価格安定法の甘蔗でん粉の買入れ基準価格及び運賃その他の諸掛かりに標準的なブドウ糖製造、販売費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定めることとしてあります。ただし、附則第三條第一項による政府買入れの際の価格は、同条第二項により、甘蔗でん粉の買入れ基準価格及び運賃その他の諸掛かりに標準的なブドウ糖製造、販売費用を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して定めることとしてあります。

第二十七條では、政府が買入れた国内産ブドウ糖は、隨意契約により売り渡すことができる旨を定めてあります。政府が買入れた物資は競争入札により売り渡すが会計法の原則であります。ブドウ糖はその保管の可能な期間が短い等の事情があり、買入れ後すみやかに売り渡す必要がありま

的にも規定してあります国内甘味資源の国際競争力の強化という観点等から、国内産ブドウ糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林大臣は、ブドウ糖製造事業者に対し、経営の改善、経営の共同化等の措置をとるべき旨の勧告をすることができるとし、その勧告に従い所要の措置をとる者に對しては、融資のあっせん等必要な援助を行なうよう努めることとしています。

第六章は、甘味資源審議会に関する規定であります。

この法律の制定を機会に、広く学識経験者の御意見、御協力を得て、甘味資源に関する行政の適正を期するため、農林省に甘味資源審議会を設置することとしたしております。

甘味資源審議会は、農林大臣の諮問機関として、てん菜及びサトウキビの生産の振興、てん菜糖工業、甘味糖工場、ブドウ糖工場及び精糖工業の合理化その他この法律の実施にあつての重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し農林大臣及び関係各大臣に建議することができることとなっております。

第七章及び第八章では、報告徴取等及び罰則に関し所要の規定を設けております。

終わりに附則がありますが、重要な規定もございしますので、その主要点を御説明いたします。

さきに御説明しましたてん菜糖及び甘味糖の政府買入れの特例とブドウ糖の政府買入れの特例につきましては、それぞれ附則の第二条と第三条で、政府買入れをすることができ、場合とその他の買入れ価格を定めて

おります。

次に、この法律によるてん菜糖、甘味糖及びブドウ糖の買入れ及び売り渡しの会計処理につきましては、附則第六条で、食糧管理特別会計法の一部を改正し、同会計に砂糖類勘定を設け、これら砂糖類の買入れ売り渡しは、砂糖類勘定において行なうこととし、砂糖類の買入れ売り渡しによる損益を明確にすることとしたしております。

なお、この食糧管理特別会計制度の改正は、予算の編成及び執行との関係もありまので、附則第七条で、砂糖類勘定の設置は昭和三十九年度分の予算から適用することとし、三十八年度分は農産物安定勘定で処理することとしたしております。

最後に、附則第八条の農林省設置法の一部改正は、甘味資源審議会の設置に關連しての規定であります。

以上が甘味資源特別措置法案の補足説明でございます。

次に、沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案の補足説明をいたしたいと存じます。

現在国会において御審議を願っております甘味資源特別措置法案におきましては、糖価が低落した場合において必要があるときは、国内産糖保護のため所要の政府買入れを行なうことができることとしたしておりますが、御承知のとおり、沖繩については現在わが国に施政権が存しないため、同法案が成立いたしましたとしてもこれを沖繩に適用することはできないわけでありま

善と農家所得の安定に資するため、沖繩産糖につき甘味資源特別措置法案による国内産糖の政府買入れの措置に準じ、政府が買入れる道を開くため、特別立法を行なうこととした次第であります。

この法案の第一項におきまして、沖繩産糖が輸入された後において、その製造事業者またはその者から委託を受けてその沖繩産糖を本邦に輸入した者から買入れることとしたしております。すのは、右のような施政権の問題を考慮してこのような方式をとったものであります。

現在沖繩におきましては、昭和三十四年に制定されました糖業振興法により、サトウキビの生産振興、製糖業及び製糖施設の規制、サトウキビの最低生産者価格の決定等の措置が講じられておりますので、この法案による政府買入れ措置と沖繩におけるこれらの制度の適正な運用と相まって、サトウキビ生産者の保護に遺憾なきを期することができると存じます。

また、第三項におきましては、沖繩産糖の政府買入れ価格は、甘味資源特別措置法本則の規定により定められてゐる国内産甘味糖の政府買入れ価格及び沖繩におけるサトウキビの生産事情、沖繩産糖の製造事情等を参照して定めることとしたしております。沖繩におきましては、その自然条件が奄美諸島等に比しサトウキビの栽培に有利であるところから、昭和三十七年ないし三十八年におきまして、サトウキビの平均反収は、奄美諸島等が六・一トンであるのに対し、沖繩は七・八トンであり、分密糖一工場当たりの原料処理量は、奄美諸島等が約二万六千ト

ンであるのに対し、沖繩は約九万七千トンとなつてゐる等、沖繩産糖のコストは国内産糖に比し著しく低廉であると認められますので、国内産糖に対する保護との均衡の点をも考慮して、これらの諸事情をも参照して政府買入れ価格を定めることとしてゐるわけでありま。

なお、附則第二項および第三項におきましては、沖繩産糖の政府買入れは、甘味資源特別措置法案による砂糖類の政府買入れと同様、昭和三十八年度においては食糧管理特別会計農産物等安定勘定において、昭和三十九年度以降は同会計砂糖類勘定において行なうことと規定しております。

以上をもちまして沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案の補足説明といたします。

○高見委員長 次に、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。丹羽農林政務次官。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年」を「二十年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由
保安林整備計画の実施の状況及び最近における水資源の需要の動向にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長して保安林の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽（兵）政府委員 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行保安林整備臨時措置法は、昭和二十八年ごろに相次いで発生した大災害を直接の契機として、主として災害の防除軽減を目的として緊急に保安林を整備するため、十年を限って、昭和二十九年に制定されたものでありまして、以来、保安林の整備は同法の保安林整備計画に基づき計画的に実施に移され、保安林の配備についてはほ当初の目標を達成するなど相当の成果をおさめたのであります。

しかしながら、最近のわが国経済の高度成長に伴う水資源の急速な需要の増加に対処し、かつ、林地の荒廃による災害を未然に防止して、国土保全の万全を期するためには現在における保安林整備の状況ではなお不十分であります。

したがひまして、このような事態に即応した保安林の整備をはかるためには、保安林整備計画の改訂を行ない、緊急に水源涵養保安林を主体とする流域保全のための保安林の拡大をはかるとともに、保安林配備の適正化を行ない、保安林施設の合理化、保安施設事

業の適正な実施を計画的に行なう必要があるのであります。

さらに、保安林整備計画の重要な一環をなします保安林の国による買入れにつきましては、買入れ事業が国土保全上重要な地域を対象として行なうものでありますだけに、上述の水資源確保の観点も考慮して、買入れ計画に再検討を加えた上、国土保全と国民生活の安定の要請にこたえるべく、継続してまいりたいと考えております。

以上述べましたような目的を達成するために、保安林整備臨時措置法の有効期間をさらに十年延長することとするのが、この法律案の内容であります。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容は、以上のとおりであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高見委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕